

おおいの県産材住まい支援事業（リフォーム）補助金交付要綱

〔 令和2年4月1日  
告示第150号 〕

改正 令和3年3月23日告示第60号

（趣旨）

第1条 この要綱は、県産材を活用したおおいの県産材住まい支援事業（リフォーム）補助金（以下「補助金」という。）の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号。以下「規則」という。）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成22年おおい町告示第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） リフォーム 住宅における増築（独立した戸建て住宅を除く。）、改築（既存住宅の全部を取り壊して行うものを除く。）、模様替え、修繕等をいう。
- （2） 県産材 県内で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。
- （3） 県産材住宅コーディネーター 県産材住宅コーディネーター認定実施要領（平成18年7月4日付け県材第766号）により認定された個人をいう。

（事業内容）

第3条 町内における住宅のリフォームを行う場合において、リフォーム部材に県産材を活用した者に対し、そのリフォーム工事に係る経費の一部について、補助金を交付する。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、町税を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する町内に事業所を置く事業者が施工を依頼し、町内に自ら居住するために所有する住宅のリフォームを行い、県産材を活用したふくいの住まい支援事業（リフォーム）補助金交付要領（平成19年7月17日制定）第10条の規定による交付の決定及び額の確定を受けた者とする。

- （1） 県産材住宅コーディネーター
- （2） その他、町長が認める者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、リフォーム工事費から県産材を活用したふくいの住まい支援事業（リフォーム）補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定額を差し引いた額とし、リフォーム1件当たり15万円を限度とする。ただし、国・県・町が実施する他の補助制度等を受けた場合、その補助対象事業費を除くものとする。

（補助金の申込）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県補助金の交付決定及び額の確定を受けた後、速やかにおおいの県産材住まい支援事業（リフォーム）補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添

えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金対象住宅補助金申込書（添付書類含む）の写し
- (2) 県補助金申込み内容確認結果通知書の写し
- (3) 県補助金申込内容変更届の写し
- (4) 県補助金交付申請書兼完了実績報告書の写し
- (5) 県補助金交付決定書の写し
- (6) 納税証明書又は納税状況の確認に関する同意書（様式第2号）  
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めるときは補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

（報告、調査及び指示）

第9条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、令和2年度分の補助金から適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

（失効）

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和3年3月23日告示第60号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおおいの住まい支援事業（リフォーム）補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のおおいの県産材住まい支援事業（リフォーム）補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。